

政府の『働き方改革』に反対する決議

8月末の労働政策審議会（労政審）で「働き方改革一括法案」の議論が開始しました。現在急ピッチで議論が進められ、秋の臨時国会での提出・成立をねらっています。

「ホワイトカラーエグゼンプション」の名前で登場してから十数年。世間の反発が強い「残業代ゼロ法案」を「残業時間に上限を設ける規制法」など一括審議する乱暴さも問題です。

一括法案は、①「時間外労働の上限規制」を定めていますが、内容を精査すると「過労死ライン」を超える月100時間の時間外労働を法律で認め「お墨付き」を与えるものです。

②「裁量労働制の大幅な拡大」は、いくら働いても労働時間を一定時間とみなすものです。短い時間で仕事を終われば早く退社することができるという議論されているようですが、日本の労働慣習の中では次から次へと仕事がまわってくるために、逆に長い時間働いて労働時間は一定のままとされることが懸念されます。

③「残業代ゼロ（高度プロフェッショナル）制度」は、いくら働いても残業代が支払われることはありません。対象者は専門職で年収が1075万円以上の人限定と言われていますが、過去に経団連は年収400万円程度にするべきだと言っており、将来に対象が増える危険があります。

以上、時間外労働の上限規制をするにしても、裁量労働時間制と高度プロフェッショナル制度でその「抜け道」を用意するような法案は許されません。

労働者が健康で働きやすい環境をつくるためには、勤務間の休息期間（インターバル）の確保を法律で規制することや、労働者に虚偽申告させたり、持ち帰り残業をさせたりすることによるサービス残業をなくすために、使用者に時間管理の把握と記録を罰則付きで義務化させるなどが必要です。

『働き方改革』の内容は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すため、財界・経営者にとって使いやすい安価な労働力の調達を容易にするためのものです。

私たち金融労連は、政府の『働き方改革』の真の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、労働法制の改悪に断固反対するとともに、より多くの国民や労働者と連帯して運動を進めます。

以上決議する。

2017年9月17日
全国金融労働組合連合会
第12回定期全国大会